

2009年7月29日
有識者委員会事務局

新ガイドラインにおける環境社会配慮助言委員会の位置付け

I. ガイドライン本文

「環境社会配慮助言委員会は、カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行う。」

II. 運用

1. 協力準備調査

(1) 委員会は、協力準備調査における環境社会配慮調査のスコーピング案に対して助言を行う。

(2) 委員会は、協力準備調査の報告書ドラフトに対して助言を行う。

2. 環境レビュー段階

(1) 協力準備調査を実施した場合

環境レビュー段階において、JICAは環境社会配慮文書(EIA、RAP等)等の状況に関する報告を行う。また、協力準備調査後に環境社会影響に大きな状況の変化が生じた場合等には、委員会は必要に応じて助言を行う。JICAが助言を求める案件以外の案件について、特に助言の必要があると考える委員は、委員会で報告を受けた後、●日以内に事務局に対して助言を提出する。JICAは、助言を得た場合はそれを踏まえて環境レビューを実施する。

(2) 協力準備調査を実施しない場合

環境レビュー段階において、JICAは環境社会配慮文書等に関する報告を行い、委員会は必要に応じて助言を行う。JICAが助言を求める案件以外の案件について、特に助言の必要があると考える委員は、委員会で報告を受けた後、●日以内に事務局に対して助言を提出する。JICAは、助言を得た場合はそれを踏まえて環境レビューを実施する。

3. モニタリング段階

上記2. で報告を行った案件につき、モニタリング段階において報告を行う。また、委員会は環境社会配慮文書から著しい乖離がある場合等必要な場合に助言を行う。

(以 上)